

広報川崎 成人式

昭和62年

1月25日

第613号



1月15日のあなた

20歳の祭典をスナップ

今年、成人を迎えたのは
302人—21世紀の
日本を担う若人よ、
成人おめでとう。



成人式の写真は中央公民館に掲示しています。希望者には、1枚30円でさし上げます。

昭和60年度「町の家計簿」

歳出総額 67億0,228万9,272円

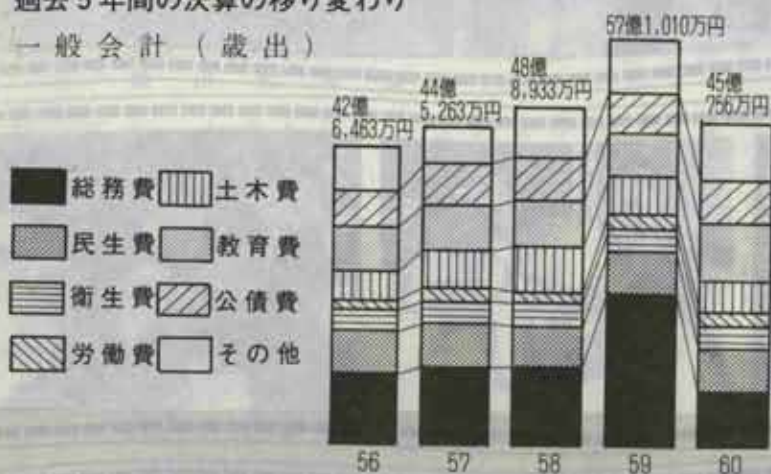
昭和60年度の決算が、昨年12月に開かれた定例議会で審議され、認定を受けました（水道会計は昨年9月に認定）
町予算をおおまかにみると、みなさんが納めた税金、国や県からの補助金、町債などを財源にして組まれていますが、この財源がわたしたちの暮らしの中でどのように生かされてきたか、その収入と支出をまとめたものが決算です。そこで、町の家計簿のあらましをみなさんといっしょに探ってみましょう。

財政状況

財政力指数	0.511	1に近いほど財政力が強い
実質収支比率	3.12%	数値が大きいほど余剰財源がある
公債費比率	12.6%	数値が低いほど債務が少ない
経常収支比率	78.7%	経常的経費が経常的一般財源に占める割合(70~80%が標準的)

過去5年間の決算の移り変わり

一般会計（歳出）



昭和60年度 その主な事業

- 交通安全施設整備……………800万円
墳末・村下地区に歩道の設置、カーブミラー、警戒標識設置。
- 道路新設・改良……………1億2434万円
墳末・二線、宮尾・片山線の改良生活道路8地区の舗装ほか。
- 老人福祉……………2624万円
敬老祝金の支給、家庭奉仕員の派遣、ねたきり老人入浴サービス、老人憩いの家の管理費ほか。
- 児童福祉……………3億7072万円
保育園施設費、乳幼児の医療費助成、母子寮の運営費ほか。
- 保健・衛生・清掃……………6719万円
各種検診などの健康事業、ごみ収集車補助金ほか。
- 失対・特開事業……………2億1820万円
入用線、引船・琵琶ノ首線、野間迎線の改良舗装ほか。
- 公園整備……………1475万円
岬山児童公園の新設ほか。
- 町営住宅維持管理……………1億7382万円
公営・改良住宅の維持管理費。
- 学校施設整備……………8503万円
小学校給食室の増築、小・中学校に磁気黒板の設置ほか。
- 社会教育……………3億5790万円
町中央公民館の工事着工、社会教育団体への補助・育成、体育施設の維持管理ほか。
- 鉱害復旧事業……………2億4444万円
先面・丸ノ西線、古賀・墳末線の道路復旧、大平下水道の復旧、家屋の復旧12戸。
- 消防施設整備……………5210万円
第3分団格納庫の新築、消防タンク自動車購入ほか。
- 商工業の振興……………3384万円
商工会館建設助成、町内商工業振興のための補助ほか。
- 農業の振興……………3134万円
水田利用再編対策補助金ほか。
- 一部事務組合負担金……………4億1325万円
し尿・ごみ処理施設、消防、火葬場、伝染病院、静光園などの運営負担金。

入 歳 町税の収入は横ばい 国・県の補助金を活用

一般会計

一般会計の財源は、町税や使用料（町任など）、手数料など町独自で確保できる財源（自主財源）と、地方交付税や国・県支出金など国や県に依存した財源（依存財源）とで賄われています。

一方の依存財源も、国から交付される重要な財源の一つである地方交付税が、国の財政状況の影響を受けて前年度比・九パーセント増に止まっています。また町債も、庁舎の完成で六〇・七パーセントの減額になりました。

まず、自主財源を見ると、わたしたちに最も身近な町税は、前年度比五・三パーセント増の十六億八千六百四十七万円（町民一人当たり五万六千二百七十七円）でした。住宅家賃など使用料及び手数料は、同三・九パーセント増の三億四千六百六十四円でしたが、その他は、ほとんど減額となっています。

これは、税場庁舎の完成に伴うものです。自主財源全体では四・二パーセントの減額ですが、主なものは庁舎等建設準備基金からの繰り入れ金が大幅に減ったためです。

このように、税場庁舎建設という大型事業の終了に伴い、予算規模としては大幅に縮小されましたが、国や地方を取り巻く財政事情がたいへん厳しいなかで、国・県の補助金を活用して事業を行ったため、国・県支出金が前年度比八・四パーセントの増額になりました。

監査委員の意見

入江 末彦
福間 弘祐

行財政の合理化、効率化に最善の努力を—。

特に決算審査にあたっては、予算の目的が決算において、どのように反映されているかを重点的に見てきたわけであり、その目的に沿った執行がなされていると認められた。本年度の一般会計は黒字決算であり、財政力指数や経常収支比率の数値が示すとおり、健全な財政運営がなされていると判断する。

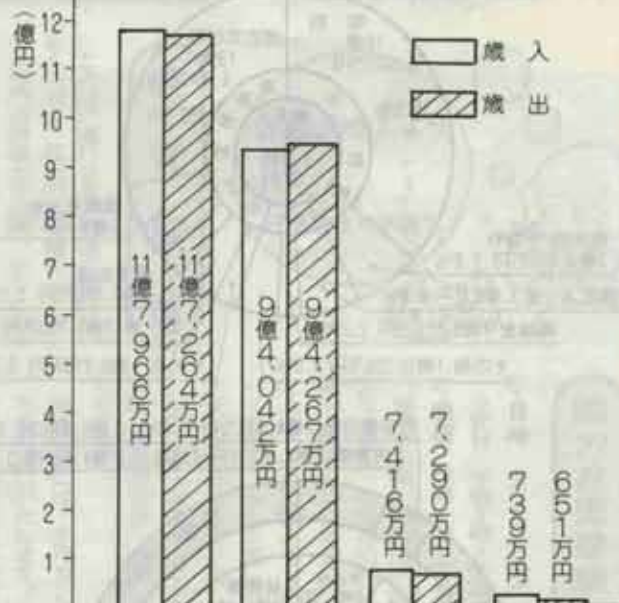
また、特別会計では四会計のうち老人保健事業会計のみが赤字決算となった。これは、要年度において、追加交付により精算されるものであるが、いずれにせよ国民健康保険事業会計とともに今後極めて厳しい事業運営が続くものと思われる。

町税及び国民健康保険税の収入率が前年度に比べて低下し、滞納額が増大している

これは遺憾にたえない次第である。これは、財政運営の根幹をなす財源であるので、今後とも収入の確保に最大限の努力を切望する。

一方、住宅雇用料については、前年度に引き続き収入率が上昇し、滞納額も減少したことは関係各位の努力であると評価したい。

なお、経済不況により国、県の補助金は抑制され、地方交付税の伸びも期待できず財政運営は苦しい状況となっている。このような、現状のなかで健全性を保持し、広範な行政需要に対応していくためには、行財政全般にわたる合理化、効率化の確立に積極的に対処し、最善の努力をされるよう期待する。



金額
会計別
金額

国民健康保険特別会計

保険給付費(医療費など)と老人保健拠出金(社会保険診療報酬支払基金から老人保健事業特別会計に交付される町負担分)で、歳出の八九・五パーセントに当たる十億四千九百九十万円を支出。

実収支では、七百三十万円の黒字になりましたが(前年度は一億九百八十五万円)、基金から四千八百九十万円を繰り入れ、繰越金一億九百八十五万円を財源に充てるなど、実質は赤字決算といえます。

特別会計

このように、実質一億四千三百七十七万円と、大幅な赤字となった理由は医療費支出の大幅な伸び(前年度比二一・一パーセントの増)と老人保健拠出金の増(同三二・五パーセントの増)によるものです。医療費の高騰や受診者の増加などにより、厳しい財政状況が続いています。

老人保健特別会計

老人医療を受け持つこの会計は、財源を、各保険制度の保険者や国、県、町でまかなっています。支出は、その九八・六パーセントに当たる九億三千五百二十七万円が医療費でした。

しかし、財源の伸びが支出に追いつかず、二百二十五万円が不足したため翌年度会計から繰り上げて充用しました。国民健康保険会計と同様に厳しい財政状況が続いています。

農業共済特別会計

共済損金(八十一万円)や県支由金(三百三十二万円)、一般会計からの繰入金(百五十六万円)などの収入(七百三十九万円)で、農作物の共済事業を運営(歳出六百五十二万円)。

被害が少なかったこともあり、剰余金八十八万円を計上しました。

国保の前年度との比較

区分	年度	59	60
世帯数		3,364世帯	3,522世帯
被保険者数		7,997人	8,328人
1人当り保険税		47,284円	47,540円
1人当り医療費		154,750円	170,048円
1世帯当り医療費		367,876円	402,090円

下水道特別会計

本町の下水道は、公営の住宅団地を対象に約二千四百戸のトイレの汚水を処理しています。六十年度は、百二十六万円の黒字になりました。

しかし、六十年から下水道加入負担金が多くなり、前年度に比べ三千百十五万円の減額予算となっております。なお、施設の維持費が六千三百七十七万円と使用料収入の五千二百六十万円を上まわり施設整備費などの財源の余裕がない状況です。

また、積立金二千五百六十六万円(前年度末二億六千七百三十八万円)の利子で、将来の大規模工事のための基金に繰り出しました。

昨年中の家屋明渡しの強制執行は…ただ今二件

昭和六十年中に家屋明渡しの強制執行をしたものは二件、このうち一件はサラ金に追われ難航、あわてて夜逃げし現在も行方不明、残る一件は、再々の滞納家賃の催告を無視、裁判所での調停にも応ぜず、家屋明渡し訴訟によって強制執行した二件です。



強制執行をされたら

強制執行になると、家財道具等の財産差し押えと競売が行われます。強制執行を受けても当日滞納家賃を全額納入すればよい……こうした甘い考えを持っていませんか？ たゞえ、当日全額納入しても家屋を直ちに明渡しはなりません、くわえて、退去費用や

訴訟費用も徴収します。県下で家賃滞納を理由に家屋明渡し強制執行を行っているのは六団体程度、そのうち年間十件以上（福岡市は六〇年度からはじめて実施）の自治体は、県を含めてわずか三団体（表一参照）、久留米市、田川市（六一年度から）は年間数件にとどまっています。町村では、水巻町以外はまた実施している団体はなく、町村の対応が遅れているのが県下の実態です。

水巻町の訴訟状況

水巻町では、昭和五十八年から訴訟をはじめ三年目の昨年頃から徐々にその成果が上がりはじめました。◎ 今後は、訴訟・強制執行を重点に滞納整理を進めます。

吉田団地80棟2号の原判決の写

昭和六一年(八)第二〇二号
家屋明渡し等請求事件

判決

水巻町大字頃末八八〇番地の一
原告 水巻町
右代表者 町長伊藤衛門
水巻町吉田団地八〇一―二
被告 ○○○○

主文

一、被告は、原告に対し、別紙目録記載の建物を明渡し○○○○〇円及び昭和 年 月 日から右建物の明渡し済みまで月○○○○〇円の割合による金品を支払え

二、訴訟費用は、被告の負担とする

(表1) 昭和60年度公営住宅家屋明渡し強制執行比較

自治体名	管理戸数	強制執行件数	事務処理方法
福岡県	24,063戸	55件	一部弁護士に依頼
福岡市	27,321	10	全部弁護士依頼
北九州市	32,746	52	職員で処理
水巻町	60年度	2	職員で処理
	61年度	2	専一協会の実務

◎ 弁護士に依頼すると多額の費用がかかる。(1件約50万円程度)

(表2) 水巻町の訴訟等処理状況推移

年度	処理の内訳						処理件数計
	訴訟	調停	即決和解	強制執行	滞納整理	行方不明	
58	1	2	1		2	2	11
59	2	8	2	1	1		20
60	2	6	11	2		1	22
61	1	3	11	2		3	20
計	6	19	28	5	3	12	73

◎ 61年度は61年12月31日現在における件数

(表3) 昭和61年度団地別訴訟状況の推移

団地名	戸数	訴訟状況					強制執行件数
		訴訟	調停	即決和解	強制執行	滞納整理	
吉田団地	798戸	1		3	1		5
鷹口団地	220		1	5			6
高松団地	738		2	3	1	3	9
上記以外の団地	408						
計	2,164	1	3	11	2	3	20

◎ 61年4月から12月末日までの実績

逃げ得は許さない

とくに、強制執行し家屋を明渡しした滞納者には、転居先・家族の勤務先等の追跡調査を徹底して行います。

○ 強制執行前の昭和五十九年三月末日に退去し、その後一度も納入していない滞納者に納入指導を続け、先月に分割納入の約束どおり第一回の支払をさせました。

○ 昨年九月二十五日に強制執行した高松団地の滞納者も、少額ですが第一回の支払を履行させました。

☆ 強制執行した滞納者からの家賃徴収は、先進自治体でもほとんど前例がありません。

☆ 保証人・家族等への家賃納入に対する理解と協力を促した積極的対策を今後進めてまいります。

※町営住宅問題に関心のある方は十二月十日号(第一号)以降、毎号の掲載内容を対比しながら眺められると、町営住宅がかかえる諸問題およびこれらの解決の重要性がご理解いただけると思います。

※次号は、十一月に実施した夜間徴収の状況、入居契約書の一斉更新等について記載します。

※町営住宅に対しての皆様の「ご意見をお寄せください。連絡先→役員住宅課(電話101-143111)」

好天のもと、勇壯に出初式



太陽の日射しを浴び、力強く行進する水巻町消防団

町のわだい
地域のニュースをおよせ下さい!

新春を飾る、恒例の「遠賀郡四町の消防合同出初式」が晴天にめぐまれた一月十一日、芦屋町の芦屋中学校グラウンドで勇壯に開かれまし

た。会場には三百六十五人(水巻町八十九人、遠賀町八十一人、芦屋町七十五人、岡垣町九十五人、郡消防署十八人、航空自衛隊芦屋基地七人)が参加。晴れわたった大空の下、団員による力強い分列行進や小隊訓練、ポンプ車操法、郡消防署によるはしご車とシュノーケル車操法などが行われました。また、表彰式では消防団活動に貢



功績章を受ける永澤副団長

献のあった団員や一般の方々も表彰されました。当町関係は次のとおりです。



はしご車、シュノーケル車操法を披露する遠賀郡消防署員

福岡県消防協会会長表彰
・永年勤続(30年)永澤信夫(25年)立山博清(20年)荒巻和明、山下高史(15年)久保田義隆、杉本清隆、坂口文男、羽地道和夫、石塚啓二、久保田忠孝、阿古信太郎、尾田好春、川島幸治

日本消防協会会長表彰
・功績章—水澤信夫(副団長)
・精進章—宮川静雄(分団長)
・勤続章—水澤信夫(副団長)
福岡県知事感謝状
荒巻和明(分団長)、山下高史(部長)

福岡県消防協会連賀支部長表彰
清水義夫、安水透
消防団長表彰
入江雅人、山下高史、黒瀬真義、岡田専一、石山年宏、香月敦則、小田博吉、加藤力、野中信行、砥綿詩朗

福岡県民火災共済組合理事長表彰
分団—第二分団、個人—太田静夫
・(10年)岩水秀道、徳主繁房
・優良団員—水嶋順一、宮崎開道、増田芳幹、田中純二
・親子・兄弟消防団員—親・岡部嘉紀子、岡部実
・一般表彰—越辺泰信、仲間清、鹽塚敏博、田中秀和



勢いよく放水する芦屋町消防団

公民館活動推進講座

地区公民館役職員や社会教育関係団体リーダーのための、眼でまなぶ指導者研修が次の日程で行われます。

▽学習時間 いずれも午前10時から11時45分まで
▽学習場所 水巻町中央公民館 視聴覚室(二階)
▽指導者 県社会教育総合センター指導員 久家 貞美氏

※受講につきましては、対象者以外の人でも希望者はふるって受講してください。

開設日	学習のポイント	利用する映画の題名	対象者
1月25日	地域での学習活動のあり方を考える。	○実りある学習のために(28分 カラー) ○社会教育における放送利用(29分 カラー)	地区公民館の役職員 社会教育関係のリーダー
2月8日	子ども会活動のいまいかに考える。	○子ども会の班活動(29分 カラー) ○子ども会の中の青春(29分 カラー)	子ども育成少年団 団員の指導者
2月22日	地域のコミュニティづくりを考える。	○コミュニティづくりの基礎(32分 カラー) ○ごんじちはお隣りさん(30分 カラー)	地区公民館の役職員 社会教育関係のリーダー
3月8日	いじめ問題非行加害者を知る。	○いじめをなくす(27分 カラー) ○十代の非行と親の責任(30分 カラー)	地区公民館の役職員 子ども会・少年団団員の指導者
3月22日	高齢者をひかえて生きがい豊かな暮らしを考える。	○考えていますか、あなたの老後(29分 カラー) ○老けてたまるか(30分 カラー)	地区公民館の役職員 30歳以上の社会教育指導者 その他

老人保健法の改正により、1月1日から窓口の支払いが変わりました。

- ① 老人医療の受給者の方の窓口支払額は次のとおりです。

外 来	月の最初の診療日に…… 800円
入 院	1日につき……… 400円 ただし、低所得者で、町長の認定を受けた方は従来どおり300円(2カ月限度)

- ② 低所得者に対する入院時一部負担金の特例
次の要件の全てに該当する方で、町長の認定を受けた場合は、入院時一部負担金が従来どおり1日300円(2カ月限度)となりますので、下記の書類を持参のうえ認定証の交付手続きをして下さい。

対象者の要件	申請に必要な書類
⑦老齢福祉年金の受給者であること。	老齢福祉年金証書 老人医療受給者証
⑧市町村民税非課税世帯に属していること。	印 鑑

- ③ 特定疾病に対する入院時一部負担金の特例
次に掲げる疾病で、町長の認定を受けた場合は、入院時一部負担金が1カ月に10,000円となりますので特定疾病療養受療証の交付手続きをして下さい。

対象となる疾病	申請に必要な書類
⑨人工胃腸を実施している慢性腎不全	医師の意見書・健康保険証・老人医療証・印鑑
⑩血友病	印鑑

- ④ 重度心身障害者
次の要件のいずれかに該当する老人医療受給者の方は、水巻町が実施する重度心身障害者医療制度によって、一部負担金の全額を公費で支払いますので、障害者医療証の交付手続きをして下さい。

対象者の要件	申請に必要な書類
⑪身体障害者で、手帳の等級が1級又は2級の人	健康保険証 老人医療証
⑫精神薄弱者で、療育手帳の障害の程度が「A」である人	印 鑑 障害の認定に必要な書類
⑬障害基礎年金の受給者で障害の程度が1級と判定されかつ原因となった傷病名が精神薄弱又は精神遅滞となっている人	(身体障害者手帳又は療育手帳又は年金証書)

- ⑤ 手続きおよび問合せ先
校場の国保年金係(6番窓口)

演芸大会で12周年を祝う

八山荘で楽しい1日



老人憩の家(八山荘)が開設して昨年で十二年。日ごろ八山荘を利用していらっしゃる方々が、演芸大会を開きました。参加者の最高齢者は、下二の入江カトさん九十三歳。九段の母を足事に踊り盛んな拍手を受けていました。おじいちゃん。おばあちゃん。とても楽しい一日でしたね。

育やかな成長を願って…

青少協推進委員で早朝指導



冬休みをひかえ、「子供たちが非行に走らないように」と、青少年問題協議会の推進委員さんが早朝指導を行いました。
町内の小・中学校七校に三十五人が分かれ、登校する子供たちに、「おはよう」と声を掛け、チラシを配って非行防止を呼びかけました。

子供たちが、しめ飾り作りに挑戦



正月を間近にした十二月二十八日、子ども達の、しめ飾りづくりが国保小学校で行われました。同校の用教員・井塚清美さんに指導をうけ二時間もすると立派な輪飾りが出来あがりしました。今年はきっと良い年になることでしょう。

事件・事故
見たら
聞いたら

110番



☆早い通報・機敏な処理

もし、あなたが事件や事故を知ったときは、すばやく近くの電話から「110番」してください。通報が早ければ早いほどパトカーの現場到着が早く、その場で犯人を検挙したり、寸刻をあらそう被害者の救護もできます
☆110番は、落ち着いて
順序よく、はっきりと
110番したときは、尋ねられたことに対して、はっきりと答えて下さい

お知らせ
みなさん、よく読んでね!
役場 ☎ 201-4321



**戦傷病者の乗車券
引換証の請求受付**

戦傷病者手帳を持っておられる人は
昭和六十二年度の乗車券引換証交付の
請求受付を次のとおり行います。

▽受付期間 2月2日～2月28日

▽受付場所 役場社会課民生係

▽持ってくる物

①戦傷病者手帳 ②印かん

2月の心配ごと相談

お気軽にご相談ください

相談は無料で秘密は堅く守ります。

他人に話せず、一人で、くよくよ悩ま
ずに、お気軽にご相談ください。

▽日時 2月2日、2月9日

2月16日、2月23日

・時間 いずれも13時～16時

▽場所 水巻町中央公民館「大和室」

▽主催 水巻町社会福祉協議会

芦屋町職帯を募集

▽採用職種と人員 正看護婦十八名

▽受験資格 昭和32年4月2日以降に

生まれた人で、看護婦の免許を持

っている人、または採用時(今年

四月一日)までに取得できる人。

▽申込方法 二月七日までに芦屋町役

場総務課人事係に①申込書(役場

にあります)②履歴書③看護婦免

許証の写(在学中の人は卒業見込

証明書および成績証明書)を提出

してください。

※詳しいことは、芦屋町役場総務課

人事係(室三三〇八八)にお

問い合わせください。

愛の贈りもの

☆金一封ありがとうございます

六井宗則殿(吉田一、月夜持)か

ら社会福祉協議会にご寄付いた

きました。

☆香典返しとして

次の方々から社会福祉協議会にご

寄付いただきました。心から故人

のご冥福をお祈りいたします。

▽高松団地 故・前田次雄殿

前田 一殿

▽高松団地 故・山邊陽義殿

川邊 一枝殿

▽猿熊 故・小田原静見殿

小田原ツイ殿

▽おかの台 故・幸所 新殿

児童手当とは、家庭生活の安定と

次代を担う児童の健全育成及び資質

の向上を図ることを目的とし

て第二子から支給されます。

▽昭和六十二年年度の

支給資格者

・昭和五十八年四月二日以

後に生まれた児童を含む

十八歳未満の児童を二人

以上養育していること。

・昭和五十三年四月二日以

後に生まれた児童を含む

十八歳未満の児童を三人

以上養育していること。

・自分のお子さんでなくて

もその子を養育し、一定の生計

児童手当法が改正

関係があれば支給を受けること
ができます。

▽支給額 二人目の子供

については月額二千五百

円、三人目以後の子供につ

いては一人につき月額五千

円が支給されます。

▽手続き 昭和六十二年

四月一日に新しく対象とな

る方は、二月一日から三月

三十一日までに手続きをす

ませて下さい。

なお、現在受給していて

異動のない方は、従前とお

り六月に手続きをして下さ

い。

幸所正文殿

故・平田 一殿

平田ヒサエ殿

故・前原睦生殿

前原ツヤ子殿

**アマチュア無線
技士養成講習会**

▽日程 3月18日から4月7日までの

月曜・水曜・金曜日(9日間)で

午後6時45分から午後10時まで。

▽場所 芦屋町民会館二階

▽費用 一万九千円(テキスト代他)

▽申込先 日本アマチュア無線連盟(

町の人口

(61年12月末現在)

人口	29,882人(+14人)
男	14,494人(+13人)
女	15,388人(+1人)
世帯数	9,645世帯(-13世帯)
(12月の人の動き)	
転入	1,399人
転出	1,444人
出生	40人
死亡	21人
()内は前月比	

業九五二―一九二〇まで、
60名になり次第締め切ります。

図書館の案内

住民のみなさん、中央公民館の図書
室には、たくさん本があります。
あなたの、さがしていた本も見つかる
かも知れません。ご利用ください。

▽開館時間

○平日と日曜日
午前11時～午後7時

○土曜日
午後1時～午後6時

▽休館日
毎週月曜日、毎月第3日曜日、
祝祭日は休館日です。

いま自然をどうみるか
著者 分野

第三の道
著者 高木三郎 評 藤

戦後思想を考ふる
著者 日高 六郎

安全を守る
著者 武吉 三男

日本の知恵、ヨーロッパの知恵
著者 松崎 久子

桜もさくらに日本語
著者 丸谷 才一

一九九〇年の日本
著者 山本 十平

共産党中將の烙印
著者 山本 十平 評 藤

運命よあれま
著者 沢地 久枝

旅 農民のうた
著者 山口 聡

やわらか色の列風
著者 加賀美幸子

家庭断片
著者 本戸 正浩 評 宮

東洋大社史(上) 宗像神社 歴史
著者 高橋 鉄

日本の神話
著者 高橋 鉄

定本 大東洋戦争(二) 富永水
著者 藤田 啓

日曜
著者 田村 芳郎 評 小

乱のよそ
著者 松本 潤 評 小

配賦表
著者 夏樹 静子

わが雑誌のマリアンヌ又よそ
著者 夏樹 静子

申告と納税相談の日程

月 日	時 間	場 所	地区名と申告内容
2月9日(月)	9時~16時	役場 101号	還付申告受付 住宅ローン、医療費、雑損 61年中の中途退職者等
2月13日(金)	◇	大会講室	
2月16日(月)	◇	◇	高松団地
2月17日(火)	◇	◇	吉田団地
2月18日(水)	◇	◇	立屋敷・伊左座・みずほ団地・ 帆社宅
2月19日(木)	◇	◇	二・サニーニュータウン・ 二野間町住・二町住
2月20日(金)	◇	◇	下二・下二町住・入江興産・ 林住宅・緑風園団地
2月23日(月)	◇	◇	吉田一・吉田三・垣添町住
2月24日(火)	◇	◇	吉田二・吉田イワセ町住・ 美吉野団地
2月27日(金)	◇	◇	水巻苑・松栄荘団地・帆・ 古賀・新生街・猪熊町住
3月2日(月)	◇	◇	鯉口団地・鯉口分譲・ 高尾団地・樋口・古賀団地
3月3日(火)	◇	◇	垣末
3月4日(水)	◇	◇	猪熊
3月5日(木)	◇	◇	梅ノ木団地
3月6日(金)	◇	◇	おかの古団地
農業所得のある人			
2月25日(水)	◇	◇	立屋敷・伊左座・二・下二・ 吉田一・吉田二・吉田三
2月26日(木)	◇	◇	垣末・帆・古賀・樋口・猪熊

※土地・建物等を買った人(譲渡所得)は、2月25日・26日におこし下さい。

住民税と国保税 の申告は 3月15日まで



住民税と国民健康保険税の申告の時期がやって来ました。次の日程で申告と納税相談を行いますので、該当される人は、必ず申告をしてください。

申告をしなければ

ならない人

所得税の確定申告を提出しない人でも、次の方は住民税・国民健康保険税の申告をしなければなりません。

- ① 自営業者
- ② 農業者
- ③ 外交員やホステスなどの自由業者
- ④ 家賃などの不動産により生計されている人
- ⑤ 大工や左官業者
- ⑥ 日雇いなどの日給者
- ⑦ 年金や恩給を受けている人
- ⑧ 給与所得者(住民税を給与から天引

されていない人

⑨ 給与所得者で地代・家賃・利子・配当など、給与以外の所得があった人

持参するもの

- ① 六十一年中の所得のわかる資料
- イ、年金・恩給の支払通知書
- ロ、課税徴収票
- ハ、収入状況のわかる帳簿
- ニ、給与支払明細書
- ② 国民健康保険税の納税証明書
- ③ (税場納税係)の番窓口で交付)
- ④ 国民年金支払証明書
- (税場国民年金係の番窓口で交付)
- ⑤ 生命保険支払証明書
- ⑥ 印かん
- ⑦ 銀行または農協の通帳口座番号

▽所在地 茨城県結城市大字山川新宿
一四四〇番地「出山道北基地」
結城市大字山川新宿二八番地
「綾戸基地」
・届出先 結城市大字結城一四四七番
地 結城市役所民生部生活環境課
(番〇二九六―三二―一一一)
・届出期限 昭和62年2月20日まで

無線墳墓の改葬

※わからないことがありましたら税務課・課税係にお問い合わせください。(番二〇一―四三二― 内線二二一又は二二二)

女の四季

いちばん太鼓

かまくら往来

土を喰ひの日々

過ぎ去りの祭り

聖書のことば

懐かしい出逢い

もう一つの出会い

宗教と科学の接点

人生の考察 アレキンス・カレル

人権(この未知なるもの)

アレキンス・カレル

石野革命

ブレイクスリー

理解とは何か

教育の再生を求めて

われららのちの旅人なり

いのちは骨つ

国語教育と読書論

遠い空近い国(そしてネパール)

日本図書目録

成人病診療室

贈ったばかりの老人像

アルコール健康法

日本人の脳

高血圧と低血圧

舟屋の予約と結婚

母屋の本

脳卒中は予防できる

風の旅びと

空(こ)うさぎ(こ)身障者の詩集

岩崎ちひろ選集(三冊)

定家明日私抄

平岩 三枝

井沢 清

加藤康九郎

水上 勲

米谷ふみ子

犬養 道子

岡野伊都子

宮澤美津子

河合 集雄

林 竹一

阿部健次郎

住井 三夫

関口 安雄

内山 三郎

日本書籍出版

奈良 徳丸 健

東京老人研究所

角田 宏信

嶋谷 亮一

三辺 謙

中野 忠天

小町 眞男

野野 富弘 詩集

西島 武臣

岩崎ちひろ 美術

堀田 豊街 文学



療育訓練

ことばの遅れや身体発達の遅れている人に対し、北九州総合療育センターから専門の訓練士を招き、次のとおり言語訓練、機能訓練を行います。

▽日時 2月14日 午前9時～正午
2月20日 午後1時～5時

▽場所 遠賀保健所

※予約制です。申し込みは役場健康対策係で受け付けます。

健康相談

▽日時及び場所
☆2月3日(火) 杵山荘
☆2月6日(金) 役場健康相談室
☆2月24日(火) 役場健康相談室

▽相談内容 検尿、血圧測定、個人相談。ご希望の方には、塩分ナストを行いますので、朝作った「みそ汁」を少々持参ください。

四カ月児健康相談

▽日時 2月6日(金)

○受付 午後1時～午後1時30分

▽場所 役場101大会議室

※四カ月児(61年9月12日から61年10月9日生)の乳児に対してハガキで個人通知をしています。ハガキの届いた人は、それに記入のうえ母子手帳、パスポート、本人の気に入ったおもちゃを一つ持参しておいでください。

なお、転入等でハガキが届いてない方は、健康対策係へ連絡し、当日おいでください。

※希望者には、小児ガンの検査セットをお渡しいたします。

七カ月児健康相談

▽日時 2月9日(月)

○受付 午後1時～午後1時30分

▽場所 中央公民館大会議室(二階)

▽対象 七カ月児から八カ月児まで

▽内容 身体計測、運動発達の観察、その他個人相談

※母子手帳とパスポート、本人の気に入ったおもちゃを持参ください。

一歳六カ月児健康相談

▽日時 2月19日(木)

○受付 午後1時～1時30分

▽場所 中央公民館大会議室(二階)

2月の保健ごよみ

日	曜	事業名	時間	場所
2	月	母子手帳の交付	10:00～	役場101大会議室
3	火	健康相談	10:00～11:00	杵山荘
6	金	健康相談	10:00～11:00	役場健康相談室
		4ヵ月児健康相談	13:00～13:30	役場101大会議室
9	月	7ヵ月児健康相談	13:00～13:30	中央公民館2階大会議室
10	火	成人病・胃ガン・肺ガン検診	8:30～11:00	遠賀保健所
14	土	療育訓練	8:30～12:00	遠賀保健所(予約者のみ)
16	月	母子手帳の交付	10:00～	健康相談室
19	木	1歳6ヵ月児健康相談	13:00～13:30	中央公民館2階大会議室
20	金	療育相談	13:00～17:00	遠賀保健所(予約者のみ)
24	火	健康相談	10:00～11:00	役場健康相談室
26	木	3歳児健康診査	13:30～14:00	中央公民館大ホール 該当者に通知

三歳児健康診査

▽対象 一歳六カ月児から一歳八カ月児まで

▽内容 身体計測、個人相談

※歯みがき指導をいたしますので、現在、子供さんが使用している歯ブラシを持参してください。

※受診者には、歯科受診無料券を発行いたします。

▽日時 2月26日(木)

○受付 午後1時～午後2時

▽場所 中央公民館大ホール

▽対象 昭和58年9月1日から昭和59年1月31日までに生まれた子供さん。該当者には個人通知を出しています。

▽内容 身体計測、内科・外科・耳鼻科・眼科、歯科の検診、及び育児相談と指導を行います。



2月のし尿

収集予定日

- 立原敷、頃末(1, 2, 3, 7 10区)、猪熊6区
- 吉田二6区、吉田三五区、頃末(7, 8, 16区)、猪熊2区
- 吉田三(2, 5区)、頃末(22区、唐船尾住)、猪熊10区
- 吉田二(1, 2区、御輪地)、吉田三(1, 2, 3, 5, 6区)、頃末(22, 24区、唐船尾住)、猪熊(2, 4, 5区)、月2回まわり(環境整備センター)
- 吉田二(1, 2区、御輪地)、吉田三(6, 8, 11区、櫻風園、車返し)、猪熊(2, 3, 10区)、月2回まわり(太平洋社)
- 下二(7, 8区)、林住宅、吉田三(櫻風園)、頃末(1, 5, 15, 17 25区)、新生街(山ノ口団地)
- 吉田三(垣添町住)、頃末(9, 10, 12, 18, 19, 20, 21区、松栄荘団地)
- 立原敷(2, 3区)、伊左座(1, 4区)、下二1区、吉田一(川端通り)、美吉野団地、頃末(6, 21区、みずまき苑、松栄荘団地)
- 下二、下二、吉田一(4, 7, 8区、片山)、吉田二(11, 16区、滑石、宮尾、本村)、美吉野団地、頃末(11, 13, 14区)
- 立原敷、二(1, 6区)、吉田一(3区、月夜待)、吉田二(3, 5区、大橋東遺跡)、美吉野団地、古賀、新生街、杵山荘

(11) 元気な赤ちゃん

母子手帳の交付

▽日時 2月2日(月) 午前10時
2月16日(月) 午前10時

▽場所 役場健康相談室

▽内容 母子保健制度の説明、母子手帳の使い方、検診結果の説明及び個人相談を受けます。

▽注意事項

- ①保健所での妊婦検診終了後、10日以上経っていないこと。
- ②印鑑を持参のこと。
- ③できるだけ本人がおいで下さい。

成人病・胃がん 肺がん検診

今年度最後のあなたの健康チェック

の機会です。是非受けましょう！
▽日時 2月10日(火)
午前8時30分～午前11時

▽場所 遠賀保健所
▽内容 【二次検診】尿尿、血圧測定
胸部レントゲン、医師の診察
【精密検診】血液検査(貧血、血糖、肝機能、総コレステロール、中性脂肪)、心電図検査。

▽料金 精密検診、胃がん検査、肺がん検査は、それぞれ五百円。(但し、七〇歳以上の方、生活保護世帯、非課税世帯は無料です。)

※肺がん検査は希望者のみです。希望者は、受診日の七日前から検診を取りますので予約を取りに来てください。※定員は、成人病検診と胃がん検査がそれぞれ百人、肺がん検査は二十人です。健康対策係に申し込み下さい。



元くん 昭和61年1月19日生
平城 隆雄 さんの長男

こんにちは、僕は元気な元です。春になってアンヨが上手になったら、お外でいっぱい、遊ぶたいノおしいちゃん、おはあちゃん、大変だけれどヨロシクね。
(猪熊三〇一番地)



小浜由香里ちゃん 昭和61年1月22日生
小浜 弘代 さんの長女

わが家のアイドル由香里です。お父さんが大好きで、いつもお風呂は、お父さんと一緒。今は寒くて外に出られないけど、暖かくなったら早くアンヨが上手になって遊びたいナー。
(おかの台二九棟)



小島愛ちゃん 昭和61年1月27日生
小島 照育 さんの長女

こんにちは、私は体も声もちょっと大きめで、動物とおしゃべりが大好きです。アンヨができるようになったらお外で思いっきり遊びます。お外で会ったら声をかけて下さいね。
(おかの台一四一三〇二)

ネズミを退治しましょう！

防ネズミ斉一 除運動 3/4 ~ 3/8



ネズミは農作物や食料品を食い荒らしたり、病気を伝染させるなど、私たちの生活に大きな影響をおよぼしています。
繁殖力が強いのは、ネズミ算という言葉があることからも分かるように、種類によっては一度に二十四も産むとがあり、その子供も五十日後まで成長し、子供を産みます。ネズミの数は都市では、ほぼ人口と同数、田舎では

その二・三倍といわれています。ネズミは年間を通して生息し、三月から五月と九月から十二月に繁殖行動が活発になります。このため「ネズミ退治」は、二月と、八月、が適当な時期であり、今年も二月一日から二月二十八日まで「県下一斉ネズミ防除運動」が実施されます。あなたの家でも、ネズミ退治を行いましょう。
☆毒えさを配布します☆
毒えさを無料で配布いたしますので必要な方は、役場環境衛生係に取りおいでください。
保育園児を募集中！
申し込みは1月31日まで、役場社会課老人児童係にお早く。

掲載ご希望の方は①お子さんの名前と生年月日②両親の名前③住所と電話番号④紹介文(約80字)を記入し、写真一枚を添えて庶務係まで。

- 14日 二、二町住、吉田一区、吉田二(4、6、7、8、10、13区、宮尾、御輪地、大橋東道筋、イウゼ町住)、古賀、机
- 16日 二町住、下二町住、吉田一(3区、商店街)、吉田三(6、8、9、10区、車返し)
- 17日 吉田団地(19、22、27、43、46、56棟)、樋口(卯月、中井通口)
- 18日 二(野間町住)、吉田団地(1、6、8、10、16、18、23、26、44、45、57、83、86、94、101、109、113棟)、樋口
- 19日 二区、吉田団地(7、11、15、60、73、76、82、87、93、102、105、108棟)、猪熊
- 20日 立原敷3区、下二(1、2、3区)、吉田団地分譲、猪熊町住、月2回まわり(環境整備センター)
- 21日 二(1、2区)、下二2区、吉田二(9、12区、本村)、古賀県住月2回まわり(太平洋社)
- 23日 伊左座2区、二(1、3、4、6区)、猪熊、古賀
- 24日 伊左座(2、3区)、二(1、2、4、5区)、下二(4、7、8、10区、双葉荘、幼稚園通り)、樋口(赤水、川端通り)
- 25日 伊左座(3、5区)、下二(5、6、7区、幼稚園通り)猪熊、樋口
- 26日 みずほ団地(1、4区)
- 27日 伊左座2区、みずほ団地(1、5区)

わたしたちのふるさととは、炭坑と深いつながりをもった町です。忘れ去られようとしている

炭坑の様子や炭坑にまつわる物語をみなさんに紹介していきます。

サイコロおもん

(7)

第一次世界大戦の終結した大正七年は、各地で米騒動が発生したが、しかし夏ころまでは戦争景気の余波で、どのヤママまだ活況を呈していた。そうしたときに山鹿の築山天満宮（芦屋橋東とも）の夏まつりで、大きなさわがしが持ちあがった。

この夏まつりは「船御幸御渡り神事」といって起源は古く、それが明治になると石炭景気と共に盛んとなり、当時は芦屋町の観光名物のひとつになっていた（今の花火大会は、その名残り）。毎年、旧暦六月二十六日の夕なまのころ、御輿をのせた御座船を二隻の船が曳いて、笛、太鼓の調べで河口沖まで漕ぎ出して湖井を汲み、上げ潮に乗ってさらに上流の笹園橋付近まで回遊して、優雅な宮人の客御氣を河口一帯にかもし出していた。

この御座船には数十隻あまりの供船がつき、こ



築山天満宮

れを遊船といって船に紅提灯をかけ連れての回遊、さらに日が暮れると花火が間断なく打ちあげられて、河口は昼間にまどうばかりの明るさであった。また、その船内はとみれば、どの船も酒宴のまつ盛りで、ある船は互いに舷側をくっつけて料理を交換し、酒を汲みかわし、また、ある船は三味線、太鼓の船上の舞、そのはなやかな水上の祭典は夜おそくまでつづいた。

なかでも人目につくのは、大君炭鉱の幹部連中が乗った遊船で、これは川船をくっつけて上に板をかけ渡しゴザを敷き、満船、これ紅提灯といった豪華船。船内は三十数人のお偉方や納屋頭の面々が芸者の三味線、太鼓に合せて、ある者は唄い、ある者は踊り、宴は酒が回るにつれて盛りあがっていった。ところが客がそうであると、船をあやつる船頭も一杯きげんの千鳥漕ぎ、櫓櫓がままでなくても今のように警察が笛を吹くでなし、そのうち横にいた船に衝突してしまった。さあ、おさまらないのは相手の船である。これも大君炭鉱に劣らぬ豪華な船で、なかでは梅ノ木東郷炭鉱（鉱主蔵内次郎作）のお歴々が芸者をあげてのどんちやんさわき。ところが両者は鉱主が違っているうえ、日ごろ坑夫の引き抜きなどで仲が悪かった。そこへドスーンときたのであるから相手を見るなり「なににおっ」とばかりに双肌ぬいだ刺青男が総立ちになった。どちらもドスに手をかけ仕込杖をかまえて、あわや修羅の船上となろうとした。

そのときである。東郷の船にいたおもんが、すうっと立ちあがるや三味線もった手を大きくひろげて大声で叫んだ。

「お客さん待ってください。今日は船頭の祭りの晩です。船の上で斬った張ったのケンカはいけ

ません。今夜はやめときなされ」
そのときのおもんは、紗の着物に博多帯をしめ、髪は島田くずしの夏姿。両膝に足をまたいで一歩も引こうとしなかった。もちろん、どちらもおもんを知っている者ばかりで、花火を背にうけたおもんのあで姿に心をうばわれているあいだに、要平がそのあとをうけついでだ。

「みなの方、刀をひいてくれ、おもんという通りだ。この場は東郷の岩崎と俺にあずけてくれ。まもなく御座船が通るころだ。血を流すのはまずい」

これによって気負い立った荒くれ男も、その理のあるところを察してようやくおさまった。やがて双方の船は離れて、またもとの酒宴へもどったが、ときにおもんは二十九歳。賭場で鍛えた度胸のよさとケンカ場なれした振舞いに、みな絶賛を惜しまなかったという。

その後、おもんは久太郎との恋が実り、要平の媒約で結婚して頃末に任んでいたが、大正十一年の納屋制度の廃止で直方へ移って小ヤマを経営していた。そして一時は相当の資産もできたというが、不況で永続させず、借金に追われてまた水巻にもどっていたが、再び戦争で盛り返して終戦を迎えている。いかなればおもんさんの一生はサイの目と同じで、昔から禍福はあざなえる縄の如しというが、浮き沈みのはげしい人生であった。

なお終戦時に筆者の会ったとき、おもんさんにひとり娘がいたというので、今回、「女俠愛花」の色紙を写真にとろうと、その消息をたぐってみたが、あれから三十年、ついに判明しなかった。

(この項おわり)

(文) 郷土史家 柴田貞志